○厚生労働省告示第百九十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

第八号中(872)を(880)とし、(817)から(871)までを(825)から(879)までとし、(816)を(823)とし、その次に次のように加える。

(824)　ラメルテオン

第八号中(815)を(822)とし、(671)から(814)までを(678)から(821)までとし、(670)を(676)とし、その次に次のように加える。

(677)　プレガバリン

第八号中(669)を(675)とし、(578)から(668)までを(584)から(674)までとし、(577)を(582)とし、その次に次のように加える。

(583)　ピオグリタゾン塩酸塩・メトホルミン塩酸塩

第八号中(576)を(581)とし、(512)から(575)までを(517)から(580)までとし、(511)を(515)とし、その次に次のように加える。

(516)　ドルゾラミド塩酸塩・チモロールマレイン酸塩

第八号中(510)を(514)とし、(494)から(509)までを(498)から(513)までとし、(493)を(496)とし、その次に次のように加える。

(497)　トラボプロスト・チモロールマレイン酸塩

第八号中(492)を(495)とし、(294)から(491)までを(297)から(494)までとし、(293)を(295)とし、その次に次のように加える。

(296) ジクアホソル

第八号中(292)を(294)とし、(204)から(291)までを(206)から(293)までとし、(203)を(204)とし、その次に次のように加える。

(205) カンデサルタン シレキセチル・アムロジピンベシル酸塩

第八号中(202)を(203)とし、(67)から(201)までを(68)から(202)までとし、(66)の次に次のように加える。

(67) アログリプチン